

三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況(R3.4.1~R4.3.31)

職種	人数(人)	
	採用	退職
一般行政職	33	24
消防職	7	5
教育職	6	0
技能労務職	4	4
合計	50	33



◆給与・定員管理

1. 総括

(1) 経常収支比率の状況(普通会計決算)

年度	R1	R2	R3
経常収支比率	94.2%	94.7%	87.6%
うち人件費の占める割合	21.6%	27.6%	25.4%

※令和2年度より、会計年度任用職員に係る経費を人件費として計上しています。

(2) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R3 年度	75,233	36,050,823	937,474	5,983,365	16.6	14.5

(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R3 年度	526	1,947,242	557,795	759,603	3,264,640	6,207

2. 給料、初任給等の状況

(1) 一般行政職職員の平均給料月額等

(令和4年4月1日現在)

団体名	三木市
平均年齢(歳)	43.7
平均給料月額(円)	315,400

(2) 職員の初任給

(令和4年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	160,100	165,900	182,200	—	150,600	147,900
大学卒	188,700	—	206,300	202,400	182,200	—

(3) 一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額
(令和4年4月1日現在、単位：円)

区分	経験年数(年)				
	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~ 35
高校卒	264,100	311,100	329,300	370,900	389,200
大学卒	294,500	341,400	369,000	384,400	401,500

(4) ラスパイレス指数
(各年4月1日)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
指数	100.0	100.1	99.7	100.0	100.7

(5) 年収の分布
(行政職給料表適用者、全ての会計)

年収区分	R3	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	2	0.4
900万円~999万円	12	2.3
800万円~899万円	98	19.1
700万円~799万円	105	20.5
600万円~699万円	72	14.0
500万円~599万円	54	10.5
400万円~499万円	83	16.2
300万円~399万円	57	11.1
300万円未満	30	5.9
合計	513	100.0

※年収には給料のほか、諸手当(超勤手当等)を含む。(令和3年1月~12月分)
※休職中の職員等も含む。

(6) 役職別平均年収
(行政職給料表適用者、全ての会計、単位：万円)

区分	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	増減
						R3-H29
部長・理事級(7・8級)	882	884	888	864	872	△ 10
課長・副課長級(6級)	792	808	808	803	811	19
課長補佐・係長級(4~5級)	745	776	780	764	758	13
一般職(1~3級)	516	485	471	467	468	△ 48
全体	662	648	627	611	611	△ 51



(7) 技能労務職の給与等

(令和4年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢(歳)	人数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)(円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	A/B
三木市	55.0	34	318,188	376,377	—	—	—	—
うち清掃職員	53.5	22	327,168	393,534	廃棄物処理業従事員	46.6	304,600	1.29
うち用務員	60.0	8	288,350	310,445	用務員	50.3	235,200	1.32
国	51.1	—	286,570	—	—	—	—	—

区分	参考: 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)(円)	民間(D)(円)	C/D
三木市	5,941,319	—	—
うち清掃職員	6,256,196	4,236,800	1.48
うち用務員	4,935,697	3,186,100	1.55

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。



3. 等級別職員数

(行政職給料表適用者、令和4年4月1日現在)

等級	基準となる職務	人数(人)	割合(%)
1級	主事、技師、保育士	35	6.8
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士	141	27.6
3級	主任、これに相当する保育士	102	19.9
4級	係長、主査、主任保育士	117	22.9
5級	課長補佐、室長補佐、所長補佐	21	4.1
6級	政策主幹、消防次長、室長、課長、所長、議会議務局次長、主幹、副室長、副課長、副所長	79	15.4
7級	参与、部長、消防長、議会議務局長、参事、次長	17	3.3
8級	理事、技監	0	0
合計		512	100.0

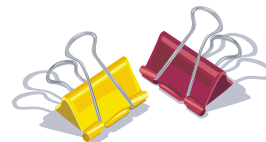
昇給の勤務成績への反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を昇給に反映しています。

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (市長・副市長・教育長を除く)

三木市 (令和3年度一般会計決算)		
1人当たり平均支給額	1,448,601 円	
支給月数	期末手当 2.55 月分	勤勉手当 1.90 月分
加算措置の状況	役職に応じた加算を行っています。	



勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695 月分	24.5868 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2707 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算		
※ 1人当たり平均支給額(対象無) 20,921 万円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度一般会計決算)		63,327 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		120 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	526 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度一般会計決算)		89,688 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		25.3 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税事務に従事する職員	日額200円	
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	日額500円	
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員	1件につき1,000円~1,500円	
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員	日額500円	
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員	1勤務につき980円	
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員	1件につき200円 (救急救命士の資格を有する者は300円)	

(5) 超過勤務手当

支給実績(令和3年度一般会計決算)	275,586 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	622 千円
支給実績(令和2年度一般会計決算)	269,196 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	524 千円

(6) 管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度一般会計決算)	72,980千円
支給職員数(令和3年度一般会計決算)	97人
支給職員数の割合	18.4%

(7) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	1 子 10,000円 2 その他扶養親族 6,500円 3 満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同		65,903 千円	260,486 円
住居手当	1 借家 16,000円を超える家賃につき、100円～28,000円	同		21,816 千円	259,711 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等相当額(55,000円を限度) 2 自動車等利用者 片道2km以上(2,000円～31,600円)	同		44,192 千円	89,484 円



5. 特別職の状況

(1) 特別職の報酬等(R3.1～R3.12)

職名	報酬月額等	期末手当等 (支給割合)	年収(万円)
市長	980,000円	4.45月	1,678
副市長	830,000円		1,421
教育長	710,000円		1,215
議長	554,000円		911
副議長	478,000円		786
議員	423,000円		696

※「年収」欄は、それぞれの役職を1年間務めた場合に支給される金額です。

※R2.1～R2.12については、新型コロナウイルス感染症対策として支援が必要な事業に活用するため、上記の額から、市長、副市長、教育長は半年間(令和2年7月～12月)の給与10%カットに加えて期末手当も10%カット、議員は期末手当を30%カット。

6. 職員数の状況

(1) 職員数の推移

	H30	H31	R2	R3	R4	R4-H30	
						人数(人)	割合(%)
一般行政	291	302	320	325	326	35	12.0
教育	87	94	96	99	96	9	10.3
消防	94	95	99	103	103	9	9.6
普通会計計	472	491	515	527	525	53	11.2
公営企業等会計計	58	60	58	53	53	△5	△8.6
合計	530	551	573	580	578	48	9.1

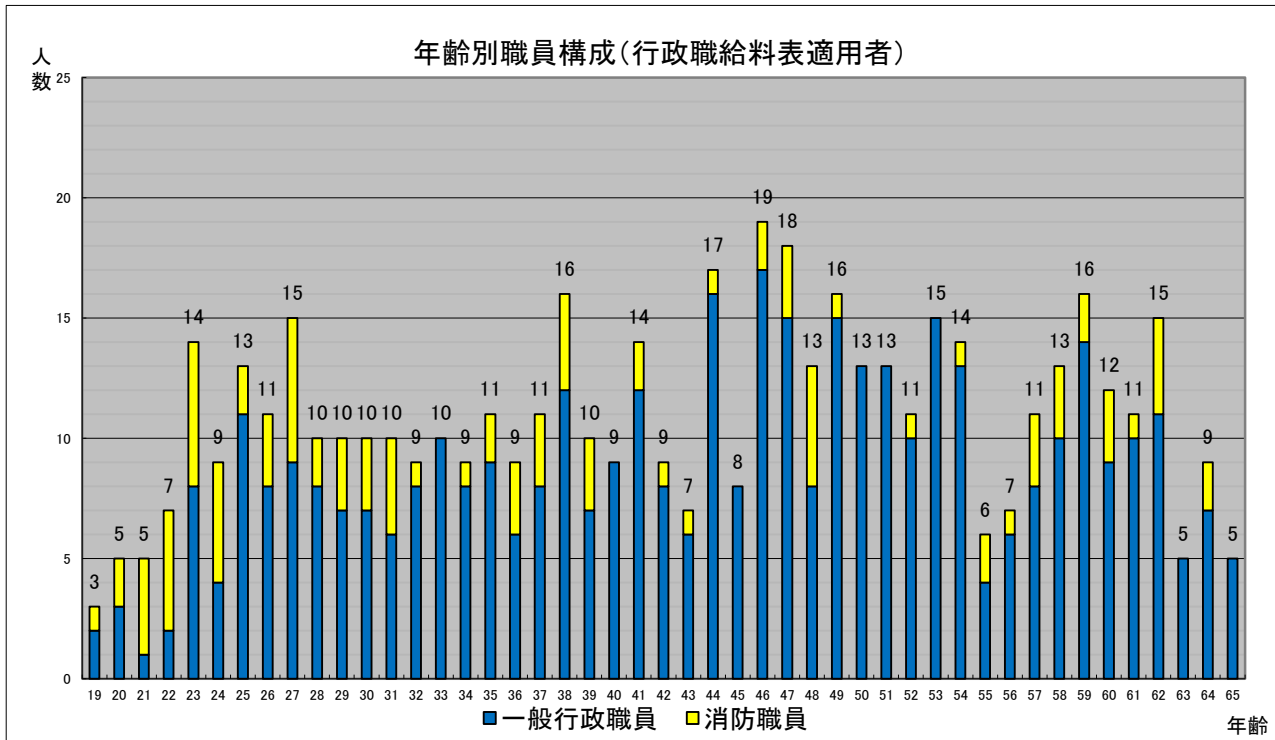
※ 各年4月1日現在の職員数

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和3年	令和4年			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務	98	100	2	デジタル、地方創生担当者増
	税務	23	23	0	
	民生	57	58	1	保育所事業の適正化
	衛生	66	64	△2	ごみ収集の適正化
	労働	1	1	0	
	農水	20	20	0	
	商工	14	14	0	
	土木	41	41	0	
計	325	326	1		
特別行政	教育	99	96	△3	中学校の統廃合、認定こども園の民間移譲による減
	消防	96	95	△1	消防事業の適正化
	計	195	191	△4	
	水道	17	17	0	
	下水道	8	8	0	
	その他	28	28	0	
	計	53	53	0	
総計	573	570	△3		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。

(3) 年齢別職員数の状況

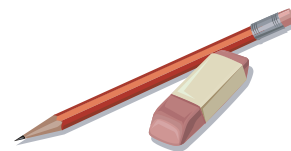


職員数は、令和4年1月1日現在。年齢は、令和4年3月31日現在。再任用職員含む。

7. 非常勤職員数の状況(普通会計)

年	職員数(人)
R4	520
R3	523

※ 各年4月1日現在



◆職員の分限及び懲戒処分

(1)分限処分者数(R3.4.1～R4.3.31) 16 件

(2)懲戒処分者数(R3.4.1～R4.3.31) 1 件

※発令件数

◆職員の休暇

(1) 年次有給休暇の取得状況(R3.1.1～R3.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
11,122	2,442	300	8.1

(2) 育児休業の状況(R3.4.1～R4.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	4人	6人
前年度から引き続いている者	0人	7人

◆勤務条件に関する措置の要求

(R3.4.1～R4.3.31)

継続件数	措置要求件数
18	21

◆不利益処分に関する不服申立

(R3.4.1～R4.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	0



◆職員の福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においては下記の事業を実施しています。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業(健康保険)、長期給付事業(厚生年金)、福祉事業(貸付、保養所運営等)を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員(職員)が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

(2) 三木市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員(職員)の掛金で運営されています。市の負担金は入っていません。

(3) 健康診断の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診(深夜勤健診等)などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス対策として、臨床心理士による相談、ストレスチェック、職員研修などを実施しています。

(4) 職員福利厚生健康増進助成金交付事業

職員の健康維持及び安定した公務遂行を図るため、予防検診やインフルエンザワクチン接種を受けた場合において、費用の一部(上限2,000円/年)を助成しています。

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。

そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

(1) 職員研修の状況

(令和3年度)

研修課程		研修対象者	受講者数	備考
基本研修	採用予定者通信研修	令和4年度新規採用予定職員	17	
	新任職員研修(前期)	令和3年度新規採用職員	32	
	新任職員研修(8月採用)	令和3年度8月採用職員	1	
	新任職員研修(後期)	令和3年度新規採用職員	33	
	人権研修	全職員	684	
		新任職員・前期	32	
		新任職員・後期	33	
人権研修推進員		57		
職場内人権研修	856			
派遣研修	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	74	12コ-入
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	74	8コ-入
	兵庫県市町振興課	実務担当職員等	10	6コ-入
	JIAM(全国市町村国際文化研修所)	実務担当職員等	5	5コ-入
	NOMA(日本経営協会)	実務担当職員等	16	16コ-入
	兵庫県市町村振興協会	実務担当職員等	20	5コ-入
	その他	実務担当職員等	11	11コ-入